

# 東金市大規模盛土造成地マップQ&A

**Q1. 大規模盛土造成地とは何ですか。**

A1. 国土交通省のガイドラインでは、谷や沢を埋めた面積が3,000㎡以上の盛土（谷埋め型）及び高さ5m以上かつ勾配が20度以上の盛土（腹付け型）を大規模盛土造成地として定義しています。

**Q2. 大規模盛土造成地マップを公表した目的は何ですか。**

A2. マップの公表により、住民の皆様が大規模盛土造成地の存在に関心を持っていただくとともに、大規模な地震に備えて地域防災に対する意識を高めて、災害の防止や被害の軽減に役立てていただくことを目的としています。

**Q3. 大規模盛土造成地は危険ということですか。**

A3. 本マップは、市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示したものであり、大規模盛土造成地の危険度を示したものではありません。

**Q4. 自分の家が大規模盛土造成地の区域内に入っていますが、何か特別なことをしなければなりませんか。**

A4. 大規模盛土造成地の区域内だからといって、造成や建築時に特別な手続きや条件はありません。しかし、擁壁やのり面の亀裂、道路の路面の沈下、擁壁・のり面からの水漏れなどの現象がないか、日ごろから点検するように心がけていただきたいと思います。国土交通省のホームページから「わが家の宅地安全マニュアル」が閲覧できますので、参考にしてください。

・わが家の宅地安全マニュアル／国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

**Q5. 大規模盛土造成地は、土地や建物の売買に対して何か制約がありますか。**

A5. 特別な手続きが必要になることはありません。宅地開発や建築を行う場合でも大規模盛土造成地であることによる規制はなく、特別な手続きは不要です。

【お問い合わせ先】

東金市 都市建設部 都市整備課

TEL：0475-50-1154

FAX：0475-50-1298